

第6回 草津市自転車安全利用検討委員会

日時：平成25年8月8日（木）10時00分～

場所：草津市立まちづくりセンター 301会議室

委員会次第

1 開会

2 議題

①前回委員会の論点について

②提言（案）について

3 その他

4 閉会

「草津市自転車安全利用検討委員会」委員名簿

(敬称略)

所属等	氏名
市民代表(公募)	嶋 田 正 男
市民代表(公募)	山 本 恵 美
草津市自治連合会	川 瀬 善 行
草津市老人クラブ連合会	西 蔵 清 彦
草津商工会議所	金 澤 郁 夫
草津栗東地区労働者福祉協議会	福 永 正
滋賀県バイコロジーをすすめる会	石 塚 隆
滋賀県自転車軽自動車商業協同組合	大 西 清
滋賀県自転車防犯協会	田 中 吉 恵
草津市立小中学校校長会	水 野 靖 枝
滋賀県立高等学校	辻 美 也 子
立命館大学	小 川 圭 一
滋賀県立大学	近 藤 隆 二 郎
学校法人立命館 BKC事務局	高 取 彰
滋賀県脊髄損傷者協会	前 野 奨
草津市商店街連盟	駒 井 喜 行
草津栗東交通安全協会	松 村 幸 子
草津警察署	堤 伸 一
滋賀県土木交通部	小 嶋 栄 子
滋賀県南部土木事務所	林 奈 央

検討委員会スケジュール

日程	会議の主な内容
平成 24 年 11 月 30 日	第 1 回草津市自転車安全利用検討委員会 ・ 検討委員会について説明 ・ 現状の自転車マナー等について意見交換
平成 25 年 1 月 28 日	第 2 回草津市自転車安全利用検討委員会 ・ 前回の論点を再確認 ・ 市民アンケート調査の実施結果について説明 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換
3 月 25 日	第 3 回草津市自転車安全利用検討委員会 ・ 前回の論点を再確認 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換
5 月 29 日	第 4 回草津市自転車安全利用検討委員会 ・ 前回の論点を再確認 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換 ・ 提言（案）について意見交換
7 月 12 日	第 5 回草津市自転車安全利用検討委員会 ・ 前回の論点を再確認 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換 ・ 提言（案）について意見交換
8 月 8 日	第 6 回草津市自転車安全利用検討委員会 ・ 前回の論点を再確認 ・ 提言（案）について意見交換



市長へ自転車の安全安心な利用に関する提言書を提出

提言後のスケジュール

日程	主な内容（予定）
平成 25 年 9 月頃	提言を踏まえ、条例（素案）を作成
10 月頃	条例（素案）のパブリックコメントの実施
11 月頃	パブリックコメントの結果公表 パブリックコメントに基づき、条例（案）の作成
平成 26 年 3 月頃	市議会に条例（案）を提案（審議・議決）
4 月頃	条例の告示
7 月頃	条例の施行
平成 27 年 3 月頃	基本計画の策定

第5回草津市自転車安全利用検討委員会における論点について

委員会

○前回委員会の論点について

- ・資料①のマトリクス表の冒頭に、各関係者の責務として遵守すべき基本的項目を示し、黒丸を付けた方が良い。

○提言（案）について

- ・「父母その他保護者の責務」について、対象を保護する児童だけでなく、保護する子ども全てに当てはまるようにした方が良い。
- ・「学校の責務」について、主体を小学校、中学校、高等学校、大学だけでなく、保育園や幼稚園にも当てはまるようにしなくても良いのか。
- ・保育園や幼稚園での自転車の安全利用に関する啓発は、必要性が高くない。
- ・「父母その他保護者の責務」について、盗難防止の項目を追加した方が良い。
- ・自転車を与える時には、道路交通法に従い、子どもやそれに該当する者をしっかり指導しなければならない、ということを示すべきではないか。
- ・「父母その他保護者の責務」について、対象を未成年だけとするのか、未成年以外の者も含むのか、法律的な考え方を検討してほしい。
- ・「保護者」が保護する対象、「学校」で指導する対象を明らかにし、自転車利用者全体の中で誰が責任を持つか明らかにする。
- ・自転車安全利活用推進員について、既に取り組んでいる自治体の事例、自転車に限らず交通安全を啓発している事例やそのベースとなっている制度や条例を調べてほしい。その上でどのような役割を担うか決定してほしい。
- ・自転車事故の保険等への加入について、自転車小売業者は損害保険会社に相談して下さい、としか言えないため、加入の促進は実態に合っていないのではないか。
- ・「学校の責務」について、せめて中学校までは乗車用ヘルメット着用の普及に向けた取り組みを示してほしい。
- ・乗車用ヘルメット着用の普及に向け、学校だけが取り組むことになれば、保護者やお金など様々な問題が出てくるため、みんなで協力して取り組んでいかなければならない。
- ・滋賀県で初めて条例が策定されるということであれば、将来の問題も含め、できるだけお手本になるような条例を策定してもらいたい。
- ・「ヘルメットの普及」について、児童・幼児に限らず、“乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報提供その他必要な措置を講じるものとする”という提言にする。

前回の提言案と今回の提言案との比較

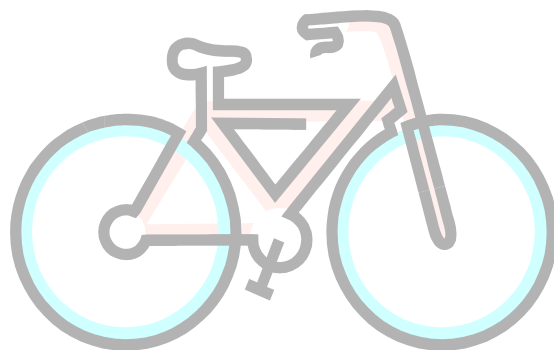
項目		前回の提言案	今回の提言案	追加・変更・削除理由
定義			<p>○自転車：道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいいます。</p> <p>○市民：市内に在住、通勤もしくは通学する者や市内で活動する者をいいます。</p> <p>○事業者：市内において事業を行う法人その他の団体または事業を行う場合における個人をいいます。</p> <p>○自転車小売業者：市内において自転車（中古の自転車を含む。）の小売を業とする者をいいます。</p> <p>○自転車事故の保険等：自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険または共済をいいます。</p>	<p>○用語の意義を明確にするため追加</p> <p>○用語の意義を明確にするため追加</p> <p>○用語の意義を明確にするため追加</p> <p>○用語の意義を明確にするため追加</p> <p>○用語の意義を明確にするため追加</p>
個々の責務	自転車利用者の責務	<p>○自転車利用者は、道路交通法やその他の法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めなければなりません。</p> <p>○自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入に努めなければなりません。</p> <p>○自転車利用者は、自転車を確実に施錠するなど自転車の盗難防止に努めなければなりません。</p> <p>○自転車利用者は、市、国、滋賀県、警察署または関係団体等が実施する自転車の安全な利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければなりません。</p>	<p>○自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の安全な利用に関する法令を遵守しなければなりません。</p> <p>○自転車利用者は、自転車の安全な利用に関する技能および知識の習得に努めなければなりません。</p> <p>○自転車利用者は、適切な施錠等自転車の盗難を防止するための措置を講じるものとしします。</p>	<p>○自転車利用者による技能や知識の習得が必要であるため追加</p> <p>○「自転車事故の保険等」に規定するため削除</p> <p>○「市の責務」に規定するため削除</p>
	市民の責務	<p>○市民は、自転車の安全な利用の方法、定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入、防犯登録など自転車の安心安全な利用に関する理解を深め、地域等においてその啓発に取り組むよう努めなければなりません。</p> <p>○市民は、市が実施する自転車に関する施策に協力するよう努めなければなりません。</p> <p>○市民は、自動車よりも自転車の積極的な利用に努めなければなりません。</p>	<p>○市民は、自転車の安全な利用の方法について理解を深め、家庭、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければなりません。</p>	<p>○「市の責務」に規定するため削除</p> <p>○「市の責務」に規定するため削除</p>
	自転車小売業者の責務	<p>○自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、自転車の安全な利用や定期的な整備点検についての啓発に努めなければなりません。</p> <p>○自転車小売業者は、事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、自転車事故の保険等に関する情報を提供し、その加入の促進に努めなければなりません。</p> <p>○自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、その自転車の防犯登録の勧奨に努めなければなりません。</p> <p>○自転車小売業者は、市、国、滋賀県、警察署または関係団体等が実施する自転車に関する事業に協力するよう努めなければなりません。</p>	<p>○自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車を安全に利用するための啓発を行うよう努めなければなりません。</p>	<p>○「自転車事故の保険等」に規定するため削除</p> <p>○『自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律』に防犯登録が義務化されているため削除</p> <p>○「市の責務」に規定するため削除</p>

項目		前回の提言案	今回の提言案	追加・変更・削除理由
個々の責務	事業者の責務	<p>○事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければなりません。</p> <p>○事業者は、その来訪者に対し、自転車の安全な利用および盗難の防止に関する意識の啓発に努めなければなりません。</p> <p>○事業者は、その従業員に対し、通勤や業務において自動車よりも自転車の積極的な利用に努めなければなりません。</p> <p>○事業者は、その来訪者に対し、自動車よりも自転車の積極的な利用の促進に努めなければなりません。</p> <p>○事業者は、その従業員や来訪者が利用する自転車の盗難の防止に努めるものとします。</p>	<p>○事業者は、その従業員および来訪者に対し、自転車の安全な利用に関する研修の実施、情報の提供その他の自転車の安全な利用に関し必要な措置を講じるものとします。</p>	<p>○「市の責務」に規定するため削除</p> <p>○「市の責務」に規定するため削除</p> <p>○「自転車利用者の責務」に規定するため削除</p>
	関係団体の責務	<p>○関係団体は、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければなりません。</p> <p>○関係団体は、市民に対し、自転車の利用を促す啓発に努めなければなりません。</p> <p>○関係団体は、市、国、滋賀県、警察署等が実施する自転車の安全な利用や利用の促進等に関する事業に協力するよう努めなければなりません。</p>		<p>○自転車の交通安全や利用促進に関する活動を目的として設置されている関係団体に対し、努力義務化する必要が無いため削除</p>
	学校の責務	<p>○学校は、自転車の安全な利用の方法について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければなりません。</p> <p>○学校は、自転車の定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入、防犯登録について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければなりません。</p> <p>○学校は、市、国、滋賀県、警察署または関係団体等が実施する自転車の安全な利用に関する事業に協力するよう努めなければなりません。</p>	<p>○小学校、中学校および特別支援学校は、その児童または生徒に対し、自転車の安全な利用に関する教育を実施するよう努めなければなりません。</p> <p>○高等学校、専修学校および大学は、その生徒または学生に対し、自転車を安全に利用するための啓発を行うよう努めなければなりません。</p>	<p>○発達段階に応じた教育を行うため変更</p> <p>○発達段階に応じた教育を行うため変更</p> <p>○自転車の安全な利用の方法に含まれるため削除</p> <p>○「市の責務」に規定するため削除</p>
	父母その他の保護者の責務	<p>○父母その他の保護者は、その保護する児童に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければなりません。</p> <p>○父母その他の保護者は、その保護する児童が利用する自転車の定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入に努めなければなりません。</p>	<p>○父母その他の保護者は、その保護する子（15歳以下の者をいう。以下同じ。）に対し、自転車の安全な利用に必要な技能および知識を習得させるよう努めなければなりません。</p>	<p>○『道路交通法』で規定されている幼児・児童への着用の努力義務を中学生まで拡大するため変更</p> <p>○「自転車事故の保険等」に規定するため削除</p>

項目		前回の提言案	今回の提言案	追加・変更・削除理由
個々の責務	市の責務	<p>○市は、この条例の目的を達成するため、国、滋賀県、警察署または関係団体等と連携し、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。</p> <p>○市は、国、滋賀県、警察署または関係団体等と連携し、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、関係者による会議を組織するものとします。</p> <p>○市は、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定するものとします。</p>	<p>○市は、自転車利用者が自転車の安全な利用に必要な技能および知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとします。</p> <p>○市は、自転車の盗難の防止を図るための環境の整備に努めるものとします。</p> <p>○市は、自転車の利用環境の整備に努めるものとします。</p> <p>○市は、前3事項に規定する責務を果たすため、国、滋賀県、市民等と連携協力するものとします。</p>	<p>○市の責務・役割を明らかにするため追加</p> <p>○市の責務・役割を明らかにするため追加</p> <p>○市の責務・役割を明らかにするため追加</p> <p>○「自転車安全安心利用委員会」に規定するため削除</p> <p>○「自転車安全安心利用促進計画」に規定するため削除</p>
	取り組むべき施策		<p>○市長は、市民が自転車を安全に、かつ、安心して利用できる環境の向上を図るため、次に掲げる事項を内容とする自転車安全安心利用促進計画を策定することが必要です。</p> <p>①自転車の安全な利用の促進に関する事項</p> <p>②自転車の盗難の防止に関する事項</p> <p>③自転車の利用環境の整備に関する事項</p> <p>④前3事項に掲げるもののほか、自転車の安全安心な利用環境の向上に関する事項</p> <p>○市長は、自転車安全安心利用促進計画を策定および変更したときは、これを公表することが必要です。</p>	○自転車に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定する必要があるため追加
	自転車の安全な利用に関する教室（や広報啓発活動）	○市は、自転車の安全な利用の方法について市民の理解が深まるよう、国、滋賀県、警察署または関係団体等と協力して自転車に関する教室等の開催や広報その他の啓発活動を行うことが必要です。	<p>○市長は、自転車の安全な利用に関する意識の向上を図ることにより、自転車に起因する事故を未然に防止するため、自転車の安全な利用に関する教室を実施することが必要です。</p> <p>○自転車利用者は、市が開催する自転車の安全な利用に関する教室に参加することが必要です。</p>	○自転車利用者に自転車の安全な利用に必要な技能および知識を習得させるため追加
	修了証等	○市は、自転車に関する教室等に参加した者に対し、修了証等を交付するとともに、修了証等の交付を受けた者に対し、必要な支援を行うことが必要です。	○市長は、自転車の安全な利用に関する教室を修了した者に対し、修了証等を交付するものとするとともに、修了証等の交付を受けた者に対し、自転車の安全な利用に関する物品の供与その他の優遇措置を講じるものが必要です。	
	自転車事故の保険等		<p>○自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体または財産の損害を賠償することができるよう、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置を講じる必要があります。</p> <p>○自転車小売業者は、自転車の購入しようとする者に対し、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置に関する情報を提供することが必要です。</p>	<p>○高額になる自転車事故の賠償に対応できるようにするため追加</p> <p>○高額になる自転車事故の賠償に対応できるようにするため追加</p>

項目		前回の提言案	今回の提言案	追加・変更・削除理由
取 組 む べ き 施 策	乗車用ヘルメット	○市は、主に児童・幼児（13歳未満）に対し、乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報提供その他必要な措置を講じることが必要です。	○父母その他の保護者は、その保護する子に対し、自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットをかぶらせることが必要です。 ○小学校、中学校および特別支援学校は、その児童または生徒に対し、自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用について指導することが必要です。	○中学生への着用を徹底するため追加 ○中学生への着用を徹底するため追加 ○小学校、中学校、特別支援学校が指導するため削除
	自転車安全利用指導員	○市は、自転車に関係する事故を未然に防止し、自転車利用の促進を図るため、自転車の危険な利用がある場合、国、滋賀県、警察署または関係団体等と協力してその自転車利用者に対して指導を行う自転車安全利活用推進員を置くことが必要です。	○市長は、自転車が歩行者に危害を及ぼす恐れがある場合その他の自転車が関係する交通事故を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導および助言を行うことが必要です。 ○市長は、自転車が歩行者に危害を及ぼす恐れがある場合その他の自転車が関係する交通事故を防止するため必要があると認められる場合に、自転車利用者に対し指導および助言を行わせるため、自転車安全利用指導員を置くことが必要です。	○市長に権限を持たせることで自転車安全利用推進員以外の者にも指導、助言を行わせることができるようにするため追加
	自転車の利用環境の向上	○市は、自転車の走行環境の向上を図るため、国、滋賀県、警察署または関係団体等と連携して必要な措置を講じることが必要です。		○「市の責務」に規定するため削除
	自転車の利用の促進	○市は、自動車よりも自転車の積極的な利用の促進を図るため、国、滋賀県、警察署または関係団体等と協力して必要な措置を講じる必要があります。		○「市の責務」に規定するため削除
	自転車の盗難の防止	○市は、自転車の盗難件数の減少を図るため、国、滋賀県、警察署または関係団体等と協力して必要な措置を講じることが必要です。		○「自転車利用者の責務」に規定するため削除
	財政上の措置	○市は、自転車の安全な利用および利用の促進ならびに盗難の防止に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じることが必要です。		
	自転車安全安心利用促進委員会		○市長は、自転車の安全安心な利用の促進に関する事項を調査審議させるため、自転車安全安心利用促進委員会を設置することが必要です。 ○自転車安全安心利用促進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとします。 ①自転車安全安心利用促進計画の策定および変更に関する事項 ②自転車の安全安心な利用の促進に関する施策の評価に関する事項 ③前2事項に掲げるもののほか、自転車の安全安心な利用の促進に関する事項 ○自転車安全安心利用促進委員会は、自転車の安全安心な利用の促進に関する事項について意見を述べるものとします。	○国、滋賀県、市民等と連携し、自転車に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための会議を組織する必要があるため追加

（仮称）草津市における自転車の 安全安心な利用の促進に関する提言 （案）



平成25年8月

草津市自転車安全利用検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 草津市における自転車利用の現状	2
1) 自転車保有台数および交通機関分担率	2
2) 自転車利用の状況	6
3) 自転車事故等の状況	6
4) 自転車盗難の状況	9
5) 放置自転車の状況	10
6) 将来の自転車交通への期待	11
3. 草津市における自転車利用対策の現状	13
1) 自転車の安全な利用の促進	13
2) 自転車の盗難の防止	14
3) 自転車の利用環境の整備	15
4. 自転車の安全安心な利用の促進に関する提言	17
1) 自転車に関する課題	17
2) 定義	18
3) 個々の責務	19
4) 取り組むべき施策	21
5. 自転車の安全安心な利用の促進を推進する体制	24
1) 条例の制定	24
2) ICT（情報通信技術）の利活用	26
6. おわりに	27
参考資料	28
1) 草津市自転車安全利用検討委員会名簿	28
2) 検討経緯	29



1. はじめに

自転車は、子どもから高齢者にいたる幅広い世代が手軽に利用できる交通手段ですが、一部の自転車利用者が歩行者に脅威や危険を与えており、自転車の安全な利用の促進が喫緊の課題となっています。このため、自転車に関する交通事故の防止の観点から自転車の安全な利用を図るための施策を推進し、安全安心なまちづくりを進めることが求められています。

また、モータリゼーションの進展に伴う温室効果ガスの増加は地球温暖化を引き起こしており、自然生態系を含む地球環境への影響が懸念されています。同時に、急速な高齢化の進展および疾病構造の変化に伴い、健康増進の重要性が著しく増大しています。このため、地球温暖化防止や健康増進の観点から自転車の利用の促進を図るための施策を推進し、人や環境にやさしいまちづくりを進めることが求められています。

こうした状況を踏まえ、『第9次草津市交通安全計画』では、自転車利用者の交通ルールの遵守および交通マナーの向上、安全な走行環境の確保などが推進すべき事項として位置づけられており、『くさつ環境文化プラン (第2次草津市環境基本計画)』では、徒歩や自転車による移動の促進や環境配慮型交通システムの構築などが推進すべき事項として位置づけられています。また、草津市健康増進計画『健康くさつ 21』では、「健康づくり市民運動」が家庭や地域など様々な場で広がっていくためのこれからの健康づくりの取り組みが提案されています。

自転車の安全安心な利用の促進をより一層推進するためには、関係者が各々の責務を認識し、かつそれぞれの立場に立った役割を果たすことにより、課題解決を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。このため、交通安全の実現のために活動する団体、直接市民と接して自転車を販売する業者、警察や滋賀県等の関係機関などが連携し、交通安全教育や走行環境の整備等による交通秩序の維持・安定、安全な自転車利用に関する市民意識の醸成、地球温暖化防止や健康増進を図る自転車利用の促進などを推進し、もって市民の安全で快適な生活の確保を図るため、平成24年10月に「草津市自転車安全利用検討委員会」を設置しました。

当委員会では、平成25年8月までに6回にわたって議論を重ね、その結果を『草津市における自転車の安全安心な利用の促進に関する提言』として取りまとめました。

本提言は、市民の安全安心で快適な生活の確保に向けた自転車に関する課題、関係者の責務や役割、取り組むべき施策などを示しています。

平成25年8月

草津市自転車安全利用検討委員会



2. 草津市における自転車利用の現状

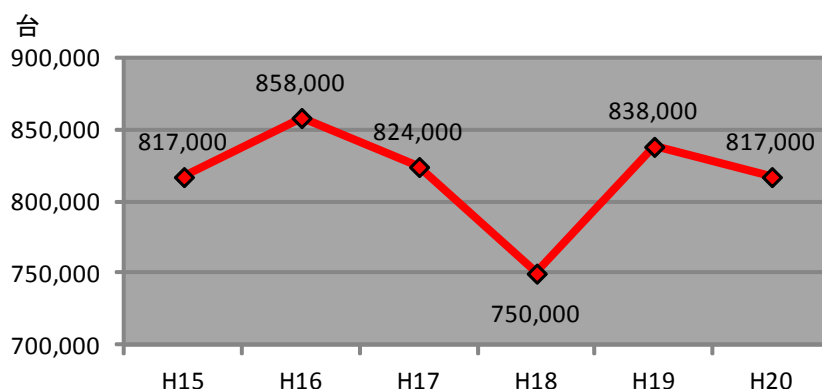
- 草津市では、地理的条件や人口特性などから自転車の利用が多く、また昨今の環境意識や健康志向の高まりを踏まえ、利用ニーズの更なる増大が見込まれています。
- また、利用ニーズの増大とともに、自転車事故、自転車盗難、放置自転車の増加が見込まれるため、それら自転車に関わる様々な課題への対策が必要とされています。

1) 自転車保有台数および交通機関分担率

a. 自転車保有台数の推移 (滋賀県の自転車保有台数から人口比で推計)

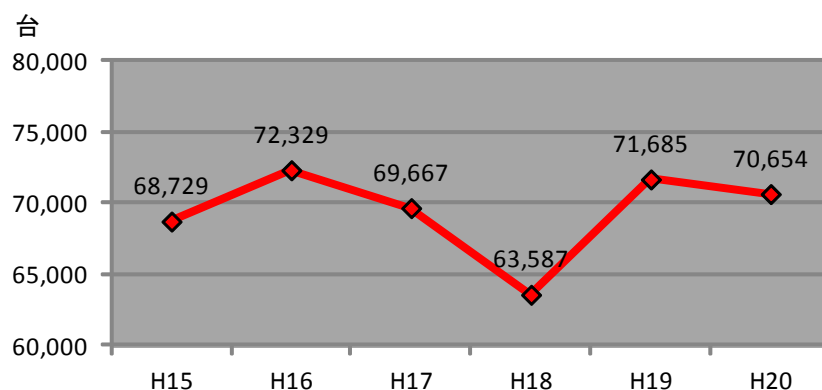
○草津市内には、約 70,000 台の自転車があり、身近な乗り物として利用されています。

※平成 20 年度における滋賀県の自転車保有台数は、全国 21 位 (81.7 万台) であり、保有率は全国 9 位 (59.3 台/百人) です。



※ (社) 自転車協会資料

図 2.1 滋賀県の自転車保有台数



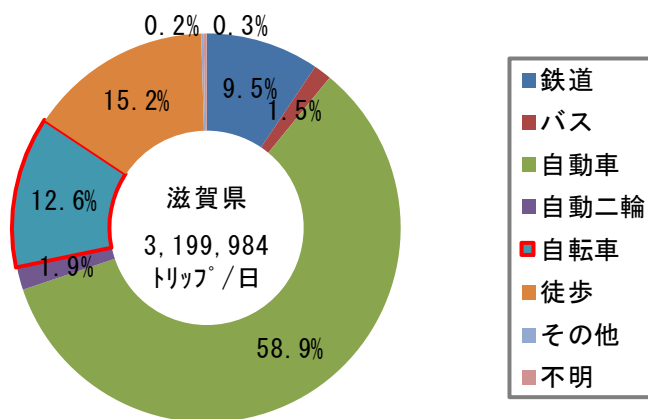
※滋賀県の自転車保有台数を基に人口比で推計

図 2.2 草津市の自転車保有台数



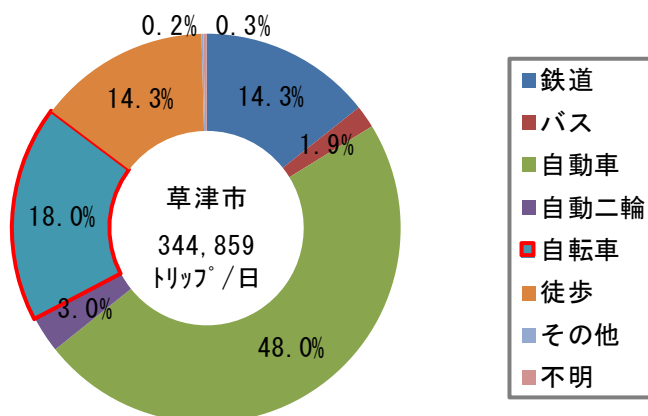
b. 交通機関分担率

○滋賀県における自転車分担率が 12.6%であるのに対し、草津市の分担率は 18.0%であることから、鉄道、バスや自動車など様々な交通機関がある中で、自転車を利用している市民が多くなっています。



※第5回近畿圏パーソントリップ調査（京阪神都市圏交通計画協議会）
における代表交通手段構成より集計

図 2.3 滋賀県の自転車分担率



※第5回近畿圏パーソントリップ調査（京阪神都市圏交通計画協議会）
における代表交通手段構成より集計

図 2.4 草津市の自転車分担率



2) 自転車の利用状況

a. 自転車の利用頻度

○多くの市民が自転車を利用し、利用者の約70%が「週に1回程度」以上利用しています。

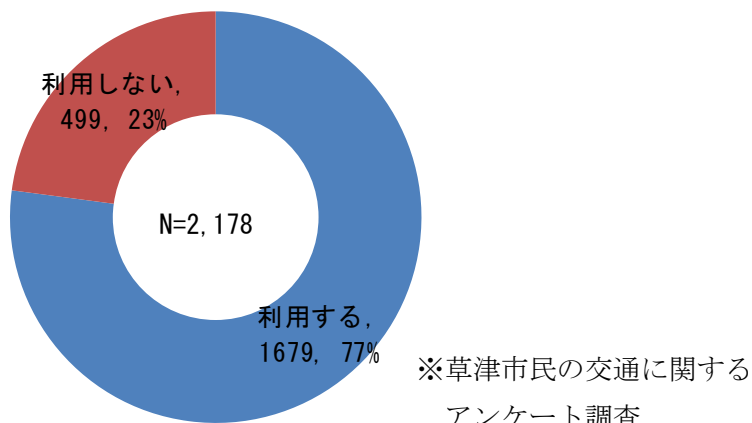


図 2.5 自転車の利用有無

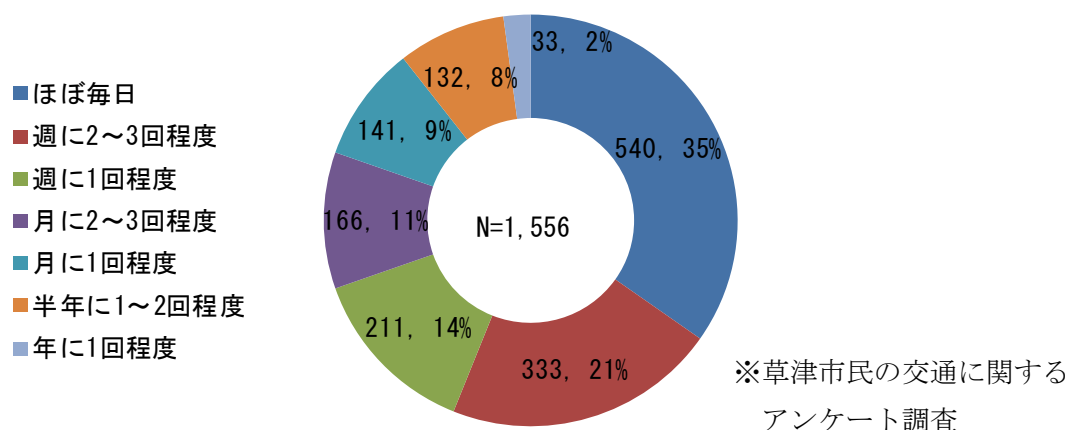
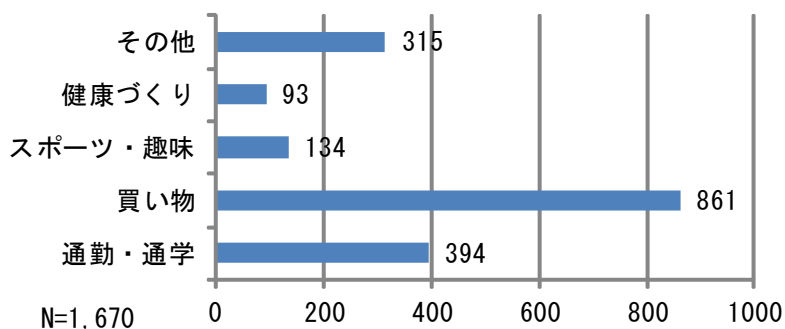


図 2.6 自転車の利用頻度

b. 自転車の利用目的

○多くの市民が「買い物」や「通勤・通学」を目的として自転車を利用しています。



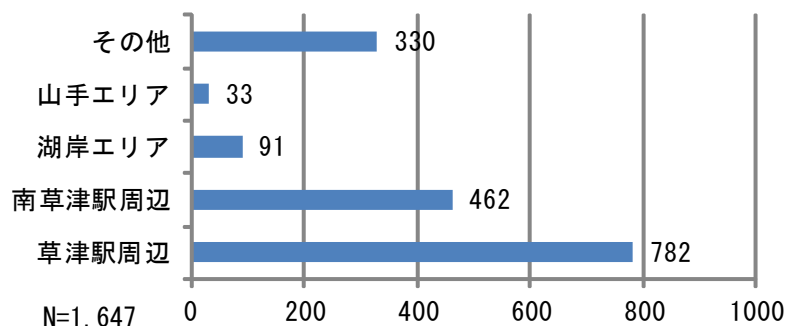
※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.7 自転車の利用目的



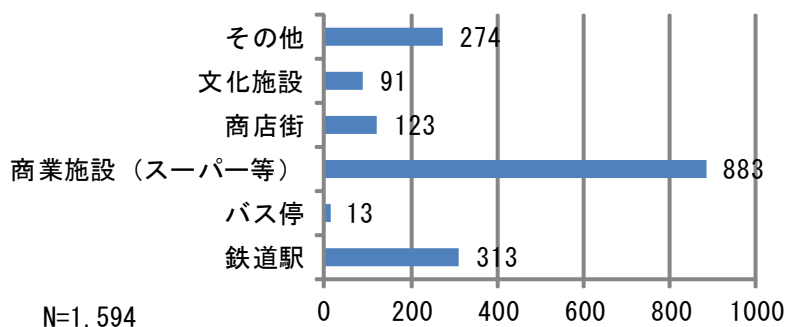
c. 自転車の利用目的地

○「草津駅周辺」への利用が多く、「商業施設（スーパー等）」への利用が多くなっています。



※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.8 自転車の利用目的地（地域）

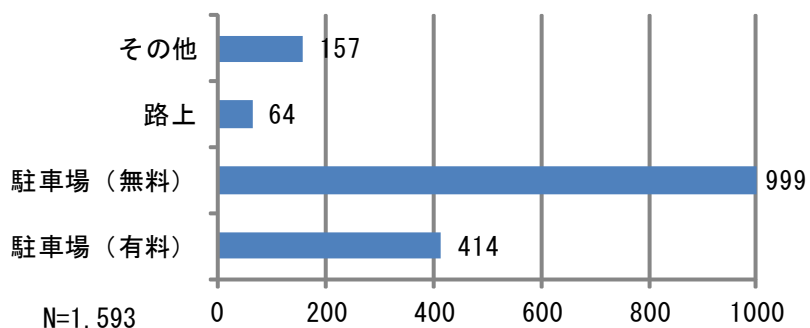


※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.9 自転車の利用目的地（施設）

d. 自転車の駐輪場所

○自転車を利用する際、「駐輪場（無料）」への駐輪が多くなっています。



※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.10 自転車の駐輪場所



3) 自転車事故等の状況

a. 交通事故の推移 (高速道路、京滋バイパスを除く)

○滋賀県、草津市ともに交通事故発生件数は減少傾向にありますが、草津市における人口1万人当りの発生件数は依然として高くなっています。

表 2.1 交通事故の推移

		H21	H22	H23	H24
滋賀県	発生件数 (件/年)	8,651	8,771	8,112	7,801
	人口1万人当り発生件数 (件/万人)	61.7	62.2	57.4	55.1
	死者数 (人/年)	60	75	78	68
	負傷者数 (人/年)	11,053	11,196	10,192	9,904
草津市	発生件数 (件/年)	1,020	941	839	794
	人口1万人当り発生件数 (件/万人)	80.7	71.9	63.1	59.2
	死者数 (人/年)	4	4	7	2
	負傷者数 (人/年)	1,307	1,154	1,034	983

b. 自転車事故の推移 (高速道路、京滋バイパスを除く)

○滋賀県、草津市ともに自転車事故発生件数は減少傾向にありますが、草津市における交通事故発生件数に占める自転車事故の構成率は依然として高くなっています。

表 2.2 自転車事故の推移

		H21	H22	H23	H24
滋賀県	発生件数 (件/年)	1,573	1,576	1,400	1,271
	交通事故発生件数に占める構成率 (%)	18.2	18.0	17.3	16.3
草津市	発生件数 (件/年)	208	200	157	164
	交通事故発生件数に占める構成率 (%)	20.4	21.3	18.7	20.7



c. 自転車事故の時間帯別死傷者数 (平成 23 年 : 草津警察署管内)

○草津警察署管内では、自転車事故に占める通勤・通学時間帯 (8~10 時) および帰宅時間帯 (16~18 時) の割合が高くなっています。

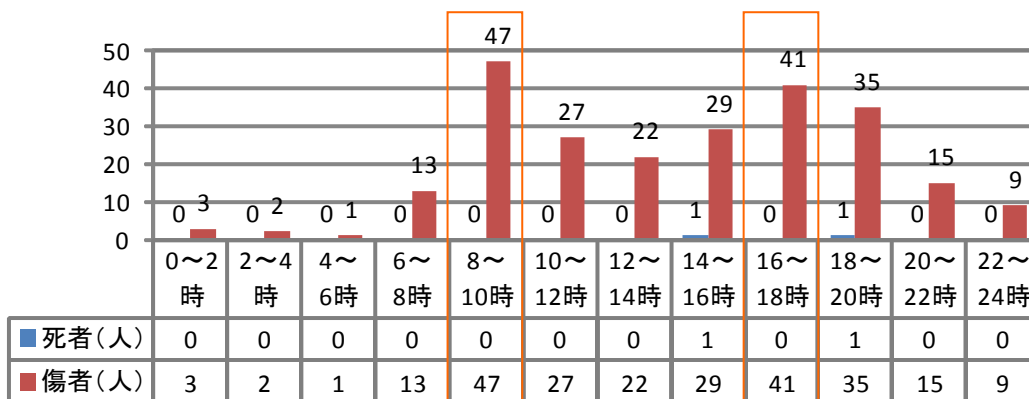


図 2.11 草津警察署管内自転車事故の時間帯別死傷者数

d. 自転車事故の年齢層別死傷者数 (平成 23 年 : 草津警察署管内)

○草津警察署管内では年齢層によらず、多くの自転車事故によるけが人が発生しています。
○また、自転車事故により、高齢者 2 名が亡くなっています。

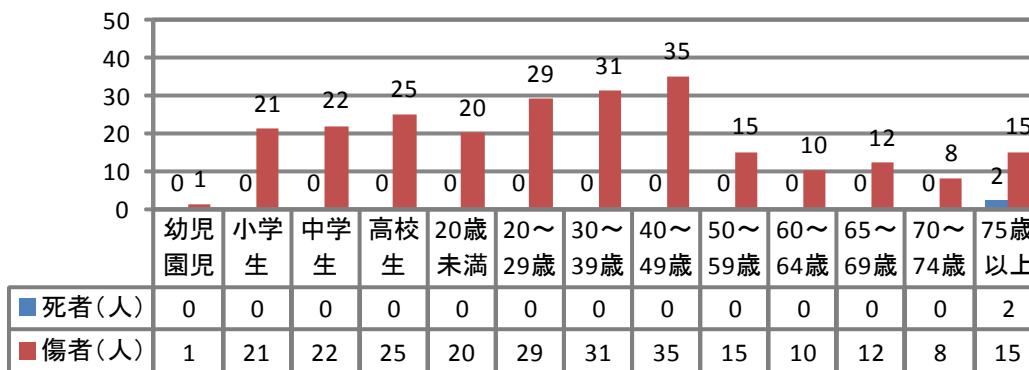


図 2.12 草津警察署管内自転車事故の年齢層別死傷者数



e. 自転車事故の違反別死傷者数 (平成 23 年 : 草津警察署管内)

○草津警察署管内では、自転車事故に占める交差点安全通行義務や安全運転義務などの違反の割合が高くなっています。

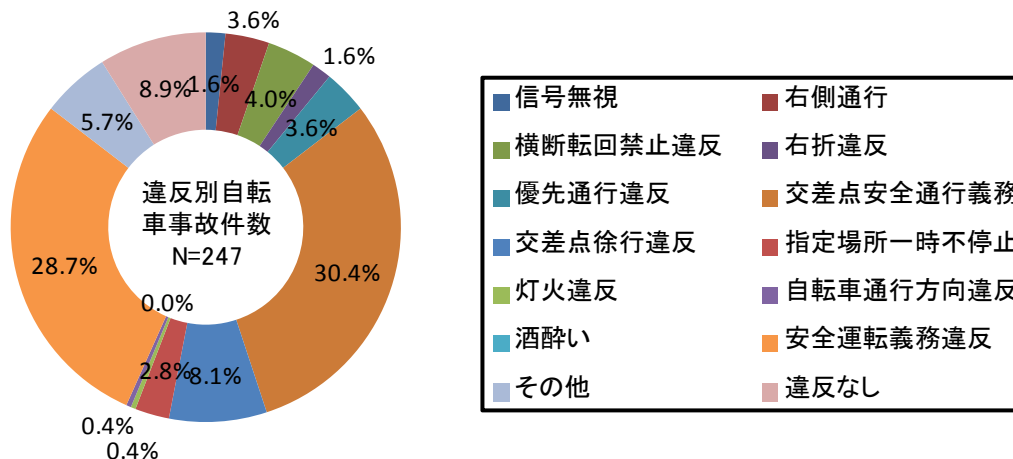


図 2.13 草津警察署管内自転車事故の違反別割合

f. 草津市における自転車死亡事故 (平成 23 年)

○草津市では、平成 23 年に 2 件の自転車事故が発生し、高齢者 2 名が亡くなっています。

表 2.3 草津市における自転車死亡事故の詳細

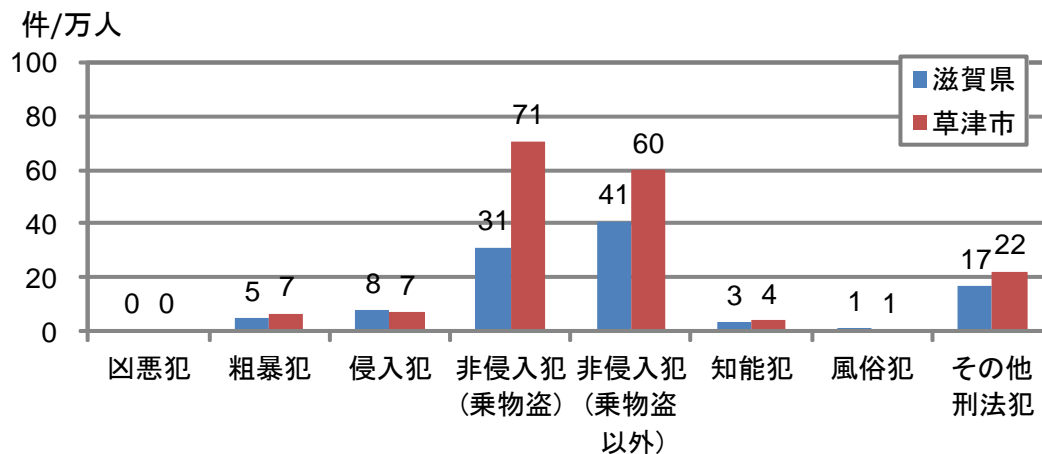
日時	場所	当事者	道路形状	内容
8 月 24 日 (水) 午後 6 時台	市道	軽四乗用車 (30 歳代男性) 自転車 (80 歳代女性)	交差点	交差点と直進中の乗用車と、左方歩道から横断してきた自転車が出合い頭に衝突
10 月 6 日 (木) 午後 3 時台	市道	普通貨物車 (30 歳代男性) 自転車 (70 歳代男性)	交差点	交差点を直進中の貨物車と、左方から横断してきた自転車が出合い頭に衝突



4) 自転車盗難の状況

a. 犯罪発生率

○草津市では、乗物盗（自転車、自動車、オートバイ盗）が非常に多く発生しています。



※平成 24 年の刑法犯認知件数を平成 24 年 4 月 1 日現在の人口で除して算出

図 2.14 草津市内の犯罪発生率

b. 自転車盗難件数（届け済件数、草津警察署管内）

○草津市では、平成 23 年に 824 件（前年比+42 件）の自転車盗難が発生しています。



5) 放置自転車の状況

a. 放置禁止区域における放置自転車 (平成 24 年度)

- 草津市では、景観を損ねるばかりではなく、歩行者の通行の妨げや交通事故の原因、緊急時の防災活動の支障となる放置自転車等の撤去等を行っています。
- 草津駅周辺に比べ、南草津駅周辺の撤去台数が多くなっていますが、撤去台数は年々減少傾向にあります。

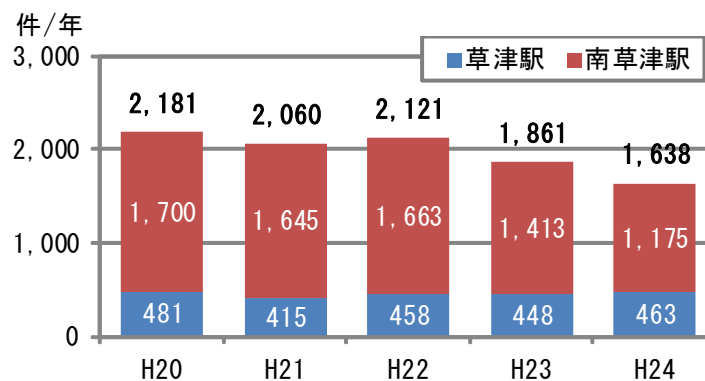


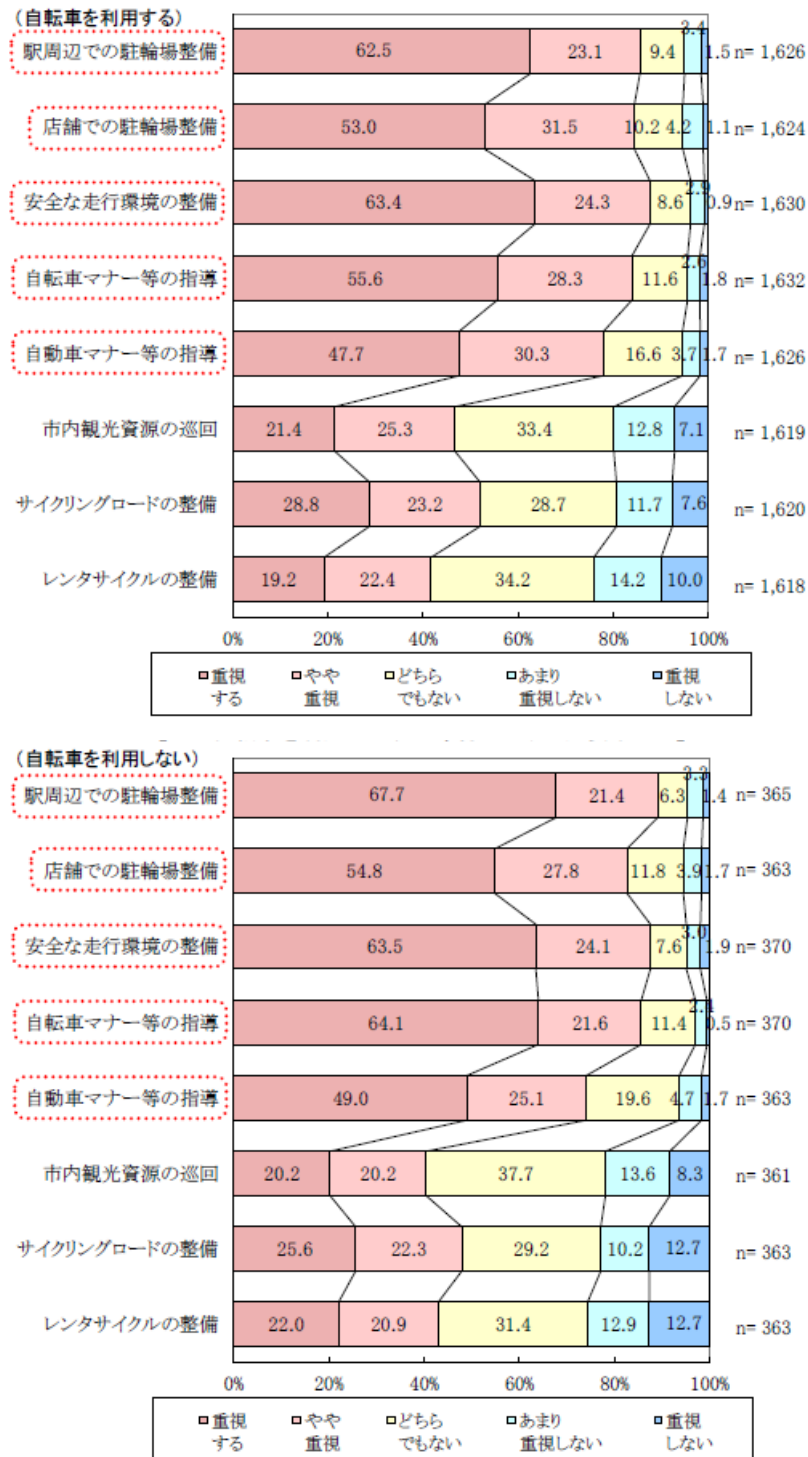
図 2.15 放置自転車数 (放置禁止区域)



6) 自転車への期待

a. 自転車を利用しやすい環境づくりに必要な要素

○多くの市民が自転車を利用しやすい環境づくりに“駐輪場の整備”、“自転車利用環境の整備”、“ルール遵守・マナー向上”が必要であると感じています。



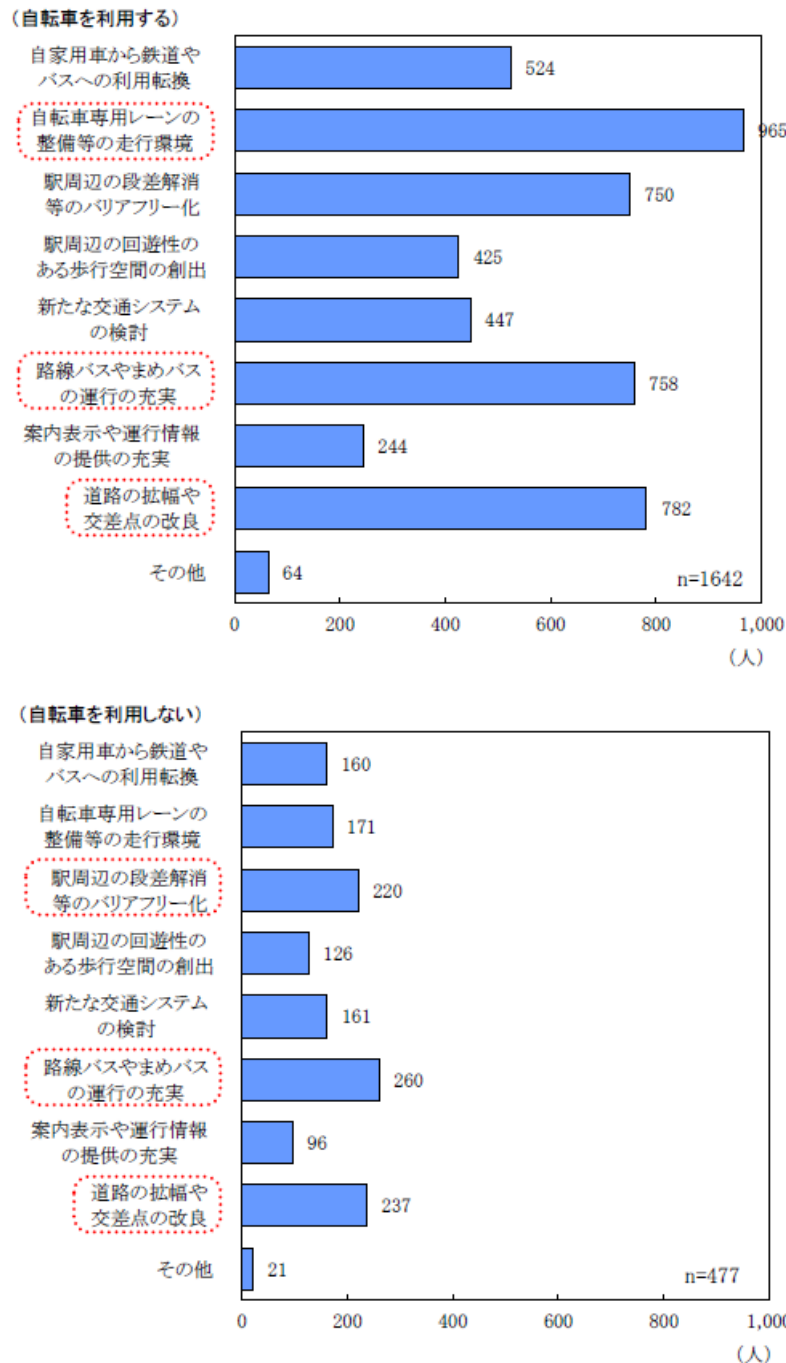
※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.16 自転車を利用しやすい環境づくりに必要な要素



b. 今後 10 年先の交通環境整備の方向性

○今後 10 年先を見通した草津市全体の交通環境を整えていく上で、多くの自転車利用者が「環境や健康づくりなどのため、自転車を活用しやすいよう、自転車専用レーンの整備などの走行環境を整える」ことを優先していくべきだと考えています。



※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.16 今後 10 年先の交通環境整備の方向性



3. 草津市における自転車利用対策の現状

■草津市では、自転車安全利用対策として、市、警察署等の関係機関・団体、地域が連携し交通安全運動や利用促進運動の実施、道路および駐輪場の整備を進めていますが、自転車のより安全な利用に向け、更なる対策の実施が必要とされています。

1) 自転車の安全な利用の促進

a. 交通安全教室の開催

- 草津市では、交通指導員（わかばチーム）による交通安全教室を開催しており、平成 24 年度は 53 回の開催、延べ 5,622 人の参加がありました。
- しかしながら、自転車に関する交通安全教室は 4 回しか開催されておらず、少ない数字となっています。

表 3.1 交通安全教室開催数および参加者数

	開催回数	うち、自転車教室	参加人数	実技内容
保育所	15 回	0 回	1,343 人	歩行
幼稚園	5 回	0 回	360 人	歩行
小学校	19 回	4 回	2,455 人	歩行、自転車、分団旗
高齢者	8 回	0 回	648 人	歩行
その他	6 回	0 回	816 人	歩行
合計	53 回	4 回	5,622 人	

※交通安全指導員による交通安全教室以外にも、各学校において教員等による指導が行われています。

b. 広報啓発活動の実施

- 四季の交通安全運動期間を中心に交通安全の啓発に努めるとともに、広報くさつなどの広報媒体を活用した広報活動を実施しています。
- また、次の補助金による交通安全活動が各学（地）区で行われています。

■まちづくり協議会への補助金の交付

- 学（地）区単位で組織して行われている交通安全活動に対する補助金であり、交通安全啓発活動や交通安全施設点検および清掃活動（カーブミラーなど）が主な事業です。



2) 自転車の盗難の防止

a. 自転車盗件数の推移

○草津市で発生している犯罪の約 35%が自転車盗であり、防止のための啓発活動を実施していますが、自転車盗件数は年々増加しているため、草津警察署と発生場所等の情報提供について交わしました。

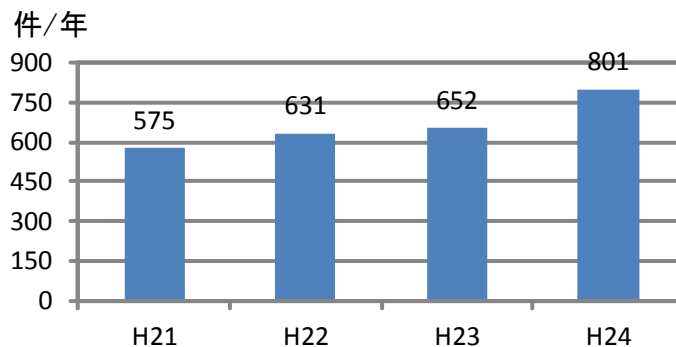


図 3.1 草津市における自転車盗の推移

表 3.2 草津市内の犯罪別ワーストランキング

	犯罪名	H23	H24	増減
1位	自転車盗	652件	801件	+149件
2位	万引き	214件	258件	+44件
3位	器物損壊	159件	217件	+58件
4位	車上ねらい	122件	184件	+62件
5位	オートバイ盗	123件	125件	+2件
総犯罪件数		1,850件	2,287件	+437件



3) 自転車の利用環境の整備

a. 自転車道の整備

○道路管理者による自転車と歩行者の分離や、自転車歩行者の通行明示区分の表示を行っています。

表 3.3 道路整備

市	自転車・歩行者分離	約 850m	南草津駅中央線 (150m)、桜ヶ丘西線 (700m)
	通行明示区分表示	約 1,430m	大路渋川北線 (250m)、野路若草線 (1,180m)
県	自転車・歩行者分離	約 460m	大津草津線 (460m)
	通行明示区分表示	約 860m	大津草津線 (370m)、平野草津線 (150m)、大津能登川長浜線 (340m)

b. 市営駐輪場の整備

○草津駅前および南草津駅前に自転車駐輪場を整備し、都市景観の維持や市民の利便性向上を図っています。

表 3.4 市営駐輪場

	収容可能台数 (自転車)	一時 使用料	備考
草津駅西口自転車駐車場	972 台	120 円	
草津駅西口第2自転車駐輪場	660 台	120 円	
草津駅東自転車駐輪場	439 台	200 円	
南草津駅自転車自動車駐車場	3,126 台	120 円	IC タグによる自動ゲート



c. ”草津地球冷やしたい” プロジェクト

○草津市では、市民や事業者、行政等の役割を明らかにし、それぞれが自主的にまた協働して取り組むことを目的に、「愛する地球のために約束する草津市条例」(H20.4.1施行)を制定し、「草津市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しており、その中の重点アクションの一つに、ノーマイカー通勤運動がありました。

○アクション6 ノーマイカー通勤運動	対象：事業者
ねらい：市内の事業所に協力を求め、従業員のマイカー通勤からの公共交通機関や自転車などへの利用転換を図ります。ノーマイカー通勤促進のため事業所の動向を踏まえ、公共交通対策もあわせて検討します。	
目 標：ノーマイカー通勤転換率 20%	

■電動アシスト自転車貸出(※第1期(H22年10~12月)~第8期(H24年7~9月)実施)

片道2km以上を自転車またはバイクで通勤している従業員が、通勤を主目的として使用する場合、最大5台までの電動アシスト自転車を3ヶ月間貸し出していました。

実績：貸出先	22事業所(第8期(H24年7~9月)まで)
実績：削減走行距離	85,006km(第7期(H24年4~6月)まで)
実績：CO2排出抑制量	11,894.1kg-CO2(第7期(H24年4~6月)まで)
実績：CO2抑制量の杉の木換算	849本(第7期(H24年4~6月)まで)



4. 自転車の安全安心な利用の促進に関する提言

- 当委員会では、草津市における自転車利用および自転車利用対策の現状を踏まえ、自転車に関する課題やその対応策等について意見交換および討議を行ってきました。
- 各委員からこれまで提案された意見を整理し、「草津市における自転車の安全安心な利用の促進に関する提言」として市に提言します。
- 自転車の安全安心な利用の促進に向けて、提言の内容が草津市における自転車施策に反映されることを期待しています。

1) 自転車に関する課題

- 市民の安全安心で快適な生活の確保に向けて、自転車の安全な利用の促進、自転車の盗難の防止、自転車の利用環境の整備といった課題が挙げられます。

a. 自転車の安全な利用の促進

- 草津市では、自転車事故が多く発生しており、自転車利用者が引き起こす死亡事故も発生しています。このため、自転車、歩行者、自動車の通行空間の分離や、通行および駐輪に関するルールの遵守やマナー向上などを徹底し、自転車の安全な利用の促進を推進することが重要です。

b. 自転車の盗難の防止

- 草津市では、自転車の盗難が多く発生しており、人口一人当たりの発生件数では県内ワースト1位となっています。このため、自転車盗難をさせない地域づくりを進めるとともに、駐輪時における施錠の徹底を促す周知・広報活動などを実施し、自転車の盗難の防止を推進することが重要です。

c. 自転車の利用環境の整備

- 草津市では、渋滞の発生、環境負荷の増加など車社会化の進展に起因する各種問題への対応が課題となっています。このため、自転車を走行しやすい環境整備を進めるとともに、自動車から自転車への転換を促す周知・広報活動などを実施し、自転車の利用環境の整備を推進することが重要です。



2) 定義

○本提言において、次の各事項に掲げる用語の意義は、当該事項に定めるところによります。

a. 自転車

○道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいいます。

b. 市民

○市内に在住、通勤もしくは通学する者や市内で活動する者をいいます。

c. 事業者

○市内において事業を行う法人その他の団体または事業を行う場合における個人をいいます。

d. 自転車小売業者

○市内において自転車（中古の自転車を含む）の小売を業とする者をいいます。

e. 自転車事故の保険等

○自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険または共済をいいます。



3) 個々の責務

- 自転車に関する課題の解決に向けた関係者それぞれの責務を示します。
- 自転車に関する課題を解決するためには、関係者が各立場を自覚するとともに、相互に連携しつつそれぞれの役割を果たすことが必要です。

a. 自転車利用者の責務

- 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の安全な利用に関する法令を遵守しなければなりません。
- 自転車利用者は、自転車の安全な利用に関する技能および知識の習得に努めなければなりません。
- 自転車利用者は、適切な施錠等自転車の盗難を防止するための措置を講じるものとします。

b. 市民の責務

- 市民は、自転車の安全な利用の方法について理解を深め、家庭、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければなりません。

c. 自転車小売業者の責務

- 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車を安全に利用するための啓発を行うよう努めなければなりません。

d. 事業者の責務

- 事業者は、その従業員および来訪者に対し、自転車の安全な利用に関する研修の実施、情報の提供その他の自転車の安全な利用に関し必要な措置を講じるものとします。

e. 学校の責務

- 小学校、中学校および特別支援学校は、その児童または生徒に対し、自転車の安全な利用に関する教育を実施するよう努めなければなりません。
- 高等学校、専修学校および大学は、その生徒または学生に対し、自転車を安全に利用するための啓発を行うよう努めなければなりません。

f. 父母その他の保護者の責務

- 父母その他の保護者は、その保護する子（15歳以下の者をいう。以下同じ。）に対し、自転車の安全な利用に必要な技能および知識を習得させるよう努めなければなりません。



g. 市の責務

- 市は、自転車利用者が自転車の安全な利用に必要な技能および知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとします。
- 市は、自転車の盗難の防止を図るための環境の整備に努めるものとします。
- 市は、自転車の利用環境の整備に努めるものとします。
- 市は、前3事項に規定する責務を果たすため、国、滋賀県、市民等と連携協力するものとします。



4) 取り組むべき施策

- 草津市における自転車に関する課題に対応するために取り組むべき施策を示します。
- 各施策を総合的に推進することにより、自転車に関する課題に対してより大きな効果が望まれます。

a. 自転車安全安心利用促進計画

- 自転車の安全安心な利用の促進に向けた基本計画を策定することは、促進に資する施策の総合的かつ計画的な実施につながります。
- 市長は、市民が自転車を安全に、かつ、安心して利用できる環境の向上を図るため、次に掲げる事項を内容とする自転車安全安心利用促進計画を策定することが必要です。
 - ・自転車の安全な利用の促進に関する事項
 - ・自転車の盗難の防止に関する事項
 - ・自転車の利用環境の整備に関する事項
 - ・前3事項に掲げるもののほか、自転車の安全安心な利用環境の向上に関する事項
- 市長は、自転車安全安心利用促進計画を策定および変更したときは、これを公表することが必要です。

b. 自転車の安全な利用に関する教室

- 市民一人ひとりが意識し行動することは、自転車に関するルールの遵守やマナーの向上につながります。
- 市長は、自転車の安全な利用に関する意識の向上を図ることにより、自転車に起因する事故を未然に防止するため、自転車の安全な利用に関する教室を実施することが必要です。
- 自転車利用者は、市が開催する自転車の安全な利用に関する教室に参加することが必要です。

c. 修了証等

- 参加者に対してインセンティブや特典と付与することは、自転車の安全な利用に関する教室への参加の促進に繋がります。
- 市長は、自転車の安全な利用に関する教室を修了した者に対し、修了証等を交付するものとするとともに、修了証等の交付を受けた者に対し、自転車の安全な利用に関する物品の供与その他の優遇措置を講じるものが必要です。



d. 自転車事故の保険等

- 自転車事故の保険等に加入することにより、高額となり得る自転車に関する事故の賠償に対応できるようになります。
- 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体または財産の損害を賠償することができるよう、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置を講じることが必要です。
- 自転車小売業者は、自転車の購入しようとする者に対し、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置に関する情報を提供することが必要です。

e. 乗車用ヘルメット

- 乗車用ヘルメットを着用することは、自転車乗車中の事故による衝撃を緩和し、被害の防止や緩和につながります。
- 父母その他の保護者は、その保護する子に対し、自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットをかぶらせることが必要です。
- 小学校、中学校および特別支援学校は、その児童または生徒に対し、自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用について指導することが必要です。

f. 自転車安全利用指導員

- 自転車利用者に対する柔軟できめ細やかな指導体制を構築することは、自転車に関する事故の防止につながります。
- 市長は、自転車が歩行者に危害を及ぼす恐れがある場合その他の自転車が関係する交通事故を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導および助言を行うことが必要です。
- 市長は、自転車が歩行者に危害を及ぼす恐れがある場合その他の自転車が関係する交通事故を防止するため必要があると認められる場合に、自転車利用者に対し指導および助言を行わせるため、自転車安全利用指導員を置くことが必要です。



g. 自転車安全安心利用促進委員会

- 自転車の安全安心な利用の促進に向けて関係者による会議を組織することは、促進に資する施策の総合的かつ計画的な実施につながります。
- 市長は、自転車の安全安心な利用の促進に関する事項を調査審議させるため、自転車安全安心利用促進委員会を設置することが必要です。
- 自転車安全安心利用促進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとします。
 - ・自転車安全安心利用促進計画の策定および変更に関する事項
 - ・自転車の安全安心な利用の促進に関する施策の評価に関する事項
 - ・前2事項に掲げるもののほか、自転車の安全安心な利用の促進に関する事項
- 自転車安全安心利用促進委員会は、自転車の安全安心な利用の促進に関する事項について意見を述べることもできるものとします。



5. 自転車の安全安心な利用の促進を推進する体制

- 自転車の安全安心な利用の促進を効果的かつ効率的に推進するためには、草津市の特色や文化、ニーズ等に細かく対応することが重要です。
- 草津市における自転車を取り巻く現状の他、他自治体の好事例等を踏まえ、自転車の安全安心な利用の促進を推進する体制の構築を提案します。

1) 条例の制定

○他自治体では、自転車の安全利用を促進する取り組みを実効性のあるものにするため、自転車利用者、事業者、学校、市などの責務や役割を明らかにするとともに、取り組みの基本となる事項を定めた条例を制定しています。

表 5.1 他自治体による条例制定状況

自治体名	名称	施行日
熊本県熊本市	熊本市自転車安全利用及び駐車対策に関する条例	S61. 04. 01
東京都板橋区	東京都板橋区自転車安全利用条例	H15. 04. 01
東京都三鷹市	三鷹市自転車の安全利用に関する条例	H16. 04. 01
茨城県取手市	取手市自転車安全利用条例	H19. 04. 01
京都府	京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例	H19. 10. 16
岩手県盛岡市	盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例	H20. 04. 01
千葉県浦安市	浦安市自転車の安全利用に関する条例	H21. 10. 01
東京都府中市	府中市自転車の安全利用に関する条例	H22. 04. 01
京都府京都市	京都市自転車安心安全条例	H22. 12. 17
千葉県市川市	市川市自転車の安全利用に関する条例	H23. 04. 01
埼玉県さいたま市	さいたま市自転車の安全な利用	H23. 04. 01
埼玉県	埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例	H24. 04. 01
神奈川県鎌倉市	鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例	H24. 04. 01
大阪府摂津市	摂津市自転車安全利用倫理条例	H24. 04. 01
大阪府羽曳野市	羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例	H24. 04. 01
東京都豊島区	豊島区自転車の安全利用に関する条例	H24. 09. 01
新潟県新潟市	新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例	H24. 12. 01
千葉県印西市	印西市自転車の安全・安心利用に関する条例	H25. 04. 01
神奈川県厚木市	厚木市自転車安全利用促進条例	H25. 04. 01
京都府宇治市	宇治市自転車の安全な利用を促進する条例	H25. 04. 01
大阪市寝屋川市	寝屋川市自転車安全利用条例	H25. 04. 01
福岡県福岡市	福岡市自転車の安全利用に関する条例	H25. 04. 01
東京都	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	H25. 07. 01
愛媛県	愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例	H25. 07. 01



○条例の制定により各主体の責務や役割、相互の関係を明らかにすることで、以下に示す効果が得られることから、自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止に関する条例を制定することが必要です。

■条例制定による効果

- ・関係者が共通認識を持って課題解決を図ることができます。
- ・自転車利用者や市民等に対して、自転車に関する考えの再認識を促すことができます。
- ・相乗効果によるメリットの獲得と協働による施策展開の足がかりとなります。

○条例の制定に当たっては、道路交通法その他の自転車の安全な利用に関する法令との整合を図ることが必要です。



2) ICT (情報通信技術) の利活用

- 草津市における自転車に関する課題に迅速かつ効率的に解決するためには、ICT (情報通信技術) の利活用が必要不可欠です。
- 草津市には、多数の優れた技術や商品を持つ企業の集積に加え、研究開発機関や大学が立地しているため、ICT の利活用に関する高い研究開発ポテンシャルを有しています。
- また、草津市では IC タグを用い、「南草津地区における通勤・通学時の歩行者・自転車の安全環境整備のための社会実験」を実施していたことに加え、市営南草津駅自転車自動車駐車場に国内初のノンストップ自動ゲートを設置しているため、ICT の利活用に関する先進的かつ実用的な技術やノウハウ等を有するとともに、ICT に対して関係者の意識が高まっています。

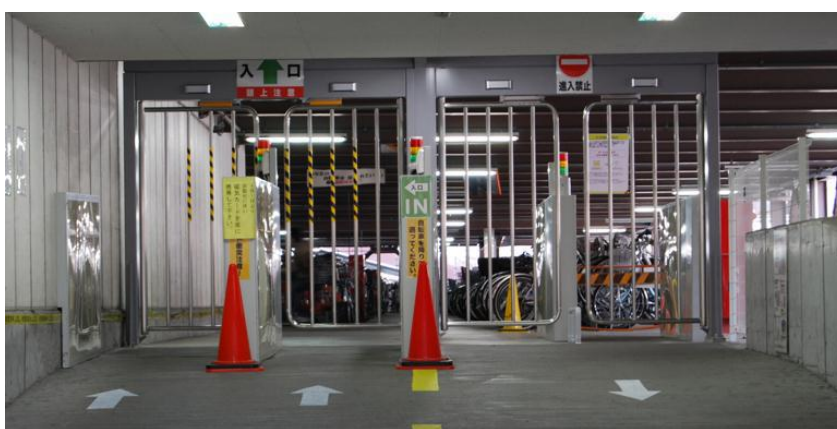


図 5.1 市営南草津駅自転車自動車駐車場のノンストップ自動ゲート

- ICT 利活用に関する高い研究開発ポテンシャルを活かし産・官・学が連携して先進的かつ実用的な技術やノウハウ等を開発するとともに、開発した成果を積極的に利活用かつ展開していくことが必要です。



6. おわりに

本提言では、「草津市自転車安全利用検討委員会」における議論や検討の結果を踏まえ、市民の安全安心で快適な生活の確保の実現に向けた課題や取り組むべき施策について取りまとめました。

市民の安全安心で快適な生活の確保の実現には、自転車の安全な利用の促進、自転車の盗難の防止、自転車の利用環境の整備を推進することが必要であり、そのためには、自転車に関する課題の解決に資する施策を推進することが重要です。

施策の推進にあたっては、自転車の安全な利用の促進、自転車の盗難の防止、自転車の利用環境の整備を推進する施策を積極的に構築するとともに、

- 明確かつ実現可能な目標を設定すること
- 実効性や必要な期間・コスト等を勘案した効果的・効率的な計画を立案すること
- 各施策を一体的かつ総合的に取り組むこと
- 各施策の進捗状況や効果・課題を確認し、改善等のフィードバックを行うこと
- 各施策に関する広報・PR活動を積極的に展開すること
- 市民の安全安心で快適な生活の確保を目的とする他の施策との連携を図ること

などを考慮することによって、より大きな効果が望めます。

当委員会は、市民、自転車利用者、父母その他の保護者、学校、事業者、小売事業者、市が一体となり、本提言に示した施策を持続的かつ戦略的に取り組むことによって、自転車に関する課題の解決し、市民の安全安心で快適な生活が実現することを期待します。



参考資料

1) 草津市自転車安全利用検討委員会名簿

所属等	氏名
市民代表 (公募)	嶋田正男
市民代表 (公募)	山本恵美
草津市自治連合会	川瀬善行
草津市老人クラブ連合会	西藏清彦
草津商工会議所	金澤郁夫
草津栗東地区労働者福祉協議会	福永 正
滋賀県バイコロジーをすすめる会	石塚 隆
滋賀県自転車軽自動車商業協同組合	大西 清
滋賀県自転車防犯協会	田中吉恵
草津市立小中学校校長会	水野靖枝
滋賀県立高等学校	辻 美也子
立命館大学	小川圭一
滋賀県立大学	近藤隆二郎
学校法人立命館 BKC事務局	高取 彰
滋賀県脊髄損傷者協会	前野 奨
草津市商店街連盟	駒井喜行
草津栗東交通安全協会	松村幸子
草津警察署	堤 伸一
滋賀県土木交通部	小嶋 栄子
滋賀県南部土木事務所	林 奈央



2) 検討経緯

日程	会議の主な内容
平成 24 年 11 月 30 日	第 1 回草津市自転車安全利用検討委員会 <ul style="list-style-type: none">・ 検討委員会について説明・ 現状の自転車マナー等について意見交換
平成 25 年 1 月 28 日	第 2 回草津市自転車安全利用検討委員会 <ul style="list-style-type: none">・ 前回の論点を再確認・ 市民アンケート調査の実施結果について説明・ 条例に規定すべき事項について意見交換
3 月 25 日	第 3 回草津市自転車安全利用検討委員会 <ul style="list-style-type: none">・ 前回の論点を再確認・ 条例に規定すべき事項について意見交換
5 月 29 日	第 4 回草津市自転車安全利用検討委員会 <ul style="list-style-type: none">・ 前回の論点を再確認・ 条例に規定すべき事項について意見交換・ 提言 (案) について意見交換
7 月 12 日	第 5 回草津市自転車安全利用検討委員会 <ul style="list-style-type: none">・ 前回の論点を再確認・ 条例に規定すべき事項について意見交換・ 提言 (案) について意見交換
8 月 8 日	第 6 回草津市自転車安全利用検討委員会 <ul style="list-style-type: none">・ 前回の論点を再確認・ 提言 (案) について意見交換

自転車の安全安心な利用の促進に関する取り組みを総合的に協力しながら進める際の関係者の責務

対象	分類	内容
自転車利用者	責務	○自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の安全な利用に関する法令を遵守しなければなりません。 ○自転車利用者は、自転車の安全な利用に関する技能および知識の習得に努めなければなりません。 ○自転車利用者は、適切な施錠等自転車の盗難を防止するための措置を講じるものとします。
	教室	○自転車利用者は、市が開催する自転車の安全な利用に関する教室に参加することが必要です。
	保険	○自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体または財産の損害を賠償することができるよう、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置を講じることが必要です。
市民	責務	○市民は、自転車の安全な利用の方法について理解を深め、家庭、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければなりません。
自転車小売業者	責務	○自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車を安全に利用するための啓発を行うよう努めなければなりません。
	保険	○自転車小売業者は、自転車の購入しようとする者に対し、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置に関する情報を提供することが必要です。
事業者	責務	○事業者は、その従業員および来訪者に対し、自転車の安全な利用に関する研修の実施、情報の提供その他の自転車の安全な利用に関し必要な措置を講じるものとします。
学校	責務	○小学校、中学校および特別支援学校は、その児童または生徒に対し、自転車の安全な利用に関する教育を実施するよう努めなければなりません。 ○高等学校、専修学校および大学は、その生徒または学生に対し、自転車を安全に利用するための啓発を行うよう努めなければなりません。
	ヘルメット	○小学校、中学校および特別支援学校は、その児童または生徒に対し、自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用について指導することが必要です。
父母その他の保護者	責務	○父母その他の保護者は、その保護する子（15歳以下の者）に対し、自転車の安全な利用に必要な技能および知識を習得させるよう努めなければなりません。
	ヘルメット	○父母その他の保護者は、その保護する子に対し、自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットをかぶらせることが必要です。

■：個々の責務、■：取り組むべき施策

対象	分類	内容
市	責務	<p>○市は、自転車利用者が自転車の安全な利用に必要な技能および知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとします。</p> <p>○市は、自転車の盗難の防止を図るための環境の整備に努めるものとします。</p> <p>○市は、自転車の利用環境の整備に努めるものとします。</p> <p>○市は、前3事項に規定する責務を果たすため、国、滋賀県、市民等と連携協力するものとします。</p>
(市長)	計画	<p>○市長は、市民が自転車を安全に、かつ、安心して利用できる環境の向上を図るため、次に掲げる事項を内容とする計画を策定することが必要です。</p> <p>①自転車の安全な利用の促進に関する事項</p> <p>②自転車の盗難の防止に関する事項</p> <p>③自転車の利用環境の整備に関する事項</p> <p>④前3事項に掲げるもののほか、自転車の安全安心な利用環境の向上に関する事項</p>
	教室	<p>○市長は、自転車安全安心利用促進計画を策定および変更したときは、これを公表することが必要です。</p> <p>○市長は、自転車の安全な利用に関する意識の向上を図ることにより、自転車に起因する事故を未然に防止するため、自転車の安全な利用に関する教室を実施することが必要です。</p>
	修了証	<p>○市長は、自転車の安全な利用に関する教室を修了した者に対し、修了証等を交付するとともに、修了証等の交付を受けた者に対し、自転車の安全な利用に関する物品の供与その他の優遇措置を講じることが必要です。</p>
	指導員	<p>○市長は、自転車が歩行者に危害を及ぼす恐れがある場合その他の自転車が関係する交通事故を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導および助言を行うことが必要です。</p> <p>○市長は、自転車が歩行者に危害を及ぼす恐れがある場合その他の自転車が関係する交通事故を防止するため必要があると認められる場合に、自転車利用者に対し指導および助言を行わせるため、自転車安全利用指導員を置くことが必要です。</p>
	委員会	<p>○市長は、自転車の安全安心な利用の促進に関する事項を調査審議させるため、自転車安全安心利用促進委員会を設置することが必要です。</p> <p>○自転車安全安心利用促進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとします。</p> <p>①自転車安全安心利用促進計画の策定および変更に関する事項</p> <p>②自転車の安全安心な利用の促進に関する施策の評価に関する事項</p> <p>③前2事項に掲げるもののほか、自転車の安全安心な利用の促進に関する事項</p> <p>○自転車安全安心利用促進委員会は、自転車の安全安心な利用の促進に関する事項について意見を述べるものとします。</p>

■：個々の責務、■：取り組むべき施策